

# 代理人による運転免許の自主返納手続き

～ 入院中等のやむ得ない理由で申請に来所できない方でも、  
次のとおり自主返納の代理申請ができます ～



## ☆ 受付時間・場所

受付日	受付時間	受付場所
月曜日～金曜日 (平日)	午前8時30分～ 午後4時30分	運転免許証の住所地を管轄する警察署交通課 及び交番（内子・野村・鬼北）の免許窓口

※手続き出来ない日：土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日

## ☆ 届出に必要なもの

- ① 自主返納される方ご本人の運転免許証
- ② 来所することが困難なことを証明する診断書（原本）
- ③ 委任状兼承諾書  
(※ 様式は、次ページに添付していますのでダウンロードするか同様の内容で記載をして下さい。)
- ④ 代理人の方の身元確認書類（免許証等）及び認印
- ⑤ 運転経歴証明書を申請する場合  
→ 申請写真（3.0×2.4 cm）1枚、手数料1,100円

(注1) 申請は、免許住所を管轄する警察署等の窓口で行ってください。

(運転免許センターでは、直接来所される方の手続きのみを行っています。)

(注2) 「委任状兼承諾書」に、代理申請してもらう方（受任者）の住所・氏名等を記載してください。

(注3) 窓口で、委任状兼承諾書に記載の受任者の方に間違いがないか、確認させていただきますので、代理人の方ご自身の免許証等もお持ちください。

(注4) 運転経歴証明書の交付を希望される方は、自主返納と同時であれば代理申請が可能です。（運転経歴証明書の交付のみでは代理申請できません。）

年 月 日

## 委任状兼承諾書

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 (        ) \_\_\_\_\_

私は、運転免許の自主返納（全部申請取消し）に関するすべての手続きを  
下記の者に委任します。

なお、すべての運転免許が取消しになり運転できなくなること、再  
度、運転するためには、新規に運転免許を取得しなければなら  
ないことは、了承しています。

記

受任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

身元確認者印

委任者との続柄 (        )

年 月 日午前・後 時 分、委任者に電話確認した。

警 察 署

印